

令和6年9月25日

令和6年9月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分～1時45分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	14番	小濱	邦臣			
副会長	6番	中村	正治			
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟
	8番	吉田	公俊	9番	早川	訓男
	10番	谷山	正昭	11番	池田	洋一
	12番	大西	清一	13番	西林	肇

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	浅野	貴士	事務局次長	松下	伸弘
事務局長代理	奥田	真貴子			

6 議事録署名委員

11番	池田	洋一	12番	大西	清一
-----	----	----	-----	----	----

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知

報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

報告第6号 特定農地貸付け（市民農園）の廃止届

8 会議の概要

議 長

ただ今から、令和6年9月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。

なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号11番、池田 洋一委員、並びに、議席番号12番、大西 清一委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者の調整をお願いいたしておりましたが、問題はないとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

松下事務局次長。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、2筆、944平方メートルについてでございます。

申請地の位置等につきましては、それぞれ議案参考資料でご確認願います。

内容についてご説明申し上げます。

1項目は、茨木市内の社会福祉法人が、農地の所有権を取得するため申請があったものです。

譲受人は、運営する認定こども園の園児に、米作り、野菜作り、果樹栽培などの農作業を通じた食育を行うため農地を取得するものでございます。

農地法では、原則、農地所有適格法人以外の法人が耕作目的で農地を取得することを認めておりませんが、いくつかの例外規定が設けられております。

その1つに、社会福祉法人が社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、農地を取得することができると規定されており、今回の案件は、認定こども園の保育実践の一環として利用するものであることから、この例外規定に該当するものと考えます。

また、本件は例外規定による申請のため、農地法第3条第2項の許可要件のうち、全部効率利用要件、農作業常時従事要件は、適用がございません。

なお、参考でございますが、当該法人は、平成19年から社会福祉事業目的で市内の農地を取得しており、現在、園児の食育実践のため農地を利用しています。

2項目の譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るもので、当該申請地は、譲受人の自宅から車で50分ほどの通作が可能な場所に位置します。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、3件。以下、報告第6号、特定農地貸付け（市民農園）の廃止届が、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

松下事務局次長。

事務局

事務局から報告案件に関しまして、2点補足で説明いたします。

まず、議案書の4ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の内容について説明いたします。

本件土地は地元集落の入会地になっており、これまで便宜的に代表者による所有権登記が行われていました。

賃借人は、従前、本件土地を借受けしておりましたが、高齢になり農業経営を縮小することから、農地の賃貸借契約を解約するものであります。

続きまして、議案書の5ページをお開き願います。

報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知の議案書の記載内容について説明いたします。

本手続に関しましては、農用地利用集積等促進計画を大阪府知事が認可し、公告することで大阪府みどり公社による農地中間管理権が設定されることになっております。

議案書の右端、備考欄の認可日は、農用地利用集積等促進計画の認可日を記載しており、受付日は大阪府知事からの通知を農業委員会が受付した日を記載しておりますが、一部委員から表記が分かりにくいのではといったご意見を受けておりますことから、来月以降は認可日のみ記載をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上、報告が終わりましたが、先ほど4ページの分につきましては、これは共有地ということで、代表者が交代で代表になっていると、たまたま今回借りられた方が代表になられたのですが、借りられていた方が、先ほどの説明にもありましたように、高齢になったために返しますということで、賃貸人も賃借人も同じ名前が出ているということでございます。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、10月22日、火曜日、午後1時30分から本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和6年9月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月25日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
